

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和3年6月10日(2021.6.10)

【公開番号】特開2020-121990(P2020-121990A)

【公開日】令和2年8月13日(2020.8.13)

【年通号数】公開・登録公報2020-032

【出願番号】特願2020-68670(P2020-68670)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/353	(2006.01)
A 6 1 K	36/82	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
A 6 1 P	21/02	(2006.01)
A 6 1 P	3/04	(2006.01)
A 6 1 P	3/06	(2006.01)
A 6 1 P	29/00	(2006.01)
A 6 1 P	9/10	(2006.01)
A 6 1 P	37/04	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 2 3 L	33/10	(2016.01)
A 2 3 L	33/105	(2016.01)

【F I】

A 6 1 K	31/353	
A 6 1 K	36/82	
A 6 1 P	35/00	
A 6 1 P	21/02	
A 6 1 P	3/04	
A 6 1 P	3/06	
A 6 1 P	29/00	
A 6 1 P	9/10	
A 6 1 P	37/04	
A 6 1 P	43/00	1 2 1
A 2 3 L	33/10	
A 2 3 L	33/105	

【手続補正書】

【提出日】令和3年4月21日(2021.4.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

緑茶抽出物又はカテキンと、柑橘類抽出物又はフラバノン若しくはその配糖体とを含む組成物であって、

緑茶抽出物又はカテキンが、エピカテキン、エピガロカテキン、エピカテキンガレート、ガロカテキンガレート、エピガロカテキンガレート及びメチル化カテキンからなる群から選ばれる少なくとも1種であって90重量%～0.001重量%(但し0.05～0.5重量%を除く)を含み、柑橘類抽出物又はフラバノン若しくはその配糖体が、エリオジ

クチオール、ナリンゲニン及びヘスペレチン、並びにこれらの配糖体からなる群から選ばれる少なくとも1種であって90重量%～0.001重量%（但し0.001～1.0重量%を除く）を含む、前記組成物。

【請求項2】

抗がん、抗筋萎縮、抗肥満、抗炎症、コレステロール低下、血栓又は脳梗塞予防、免疫増強、抗アレルギー、動脈硬化予防及び67kDaラミニンレセプター依存的作用誘導からなる群から選ばれる少なくとも1つ用の、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

緑茶抽出物又はカテキンと、柑橘類抽出物又はフラバノン若しくはその配糖体とを含む、食品組成物であって、

緑茶抽出物又はカテキンが、エピカテキン、エピガロカテキン、エピカテキンガレート、ガロカテキンガレート、エピガロカテキンガレート及びメチル化カテキンからなる群から選ばれる少なくとも1種であって90重量%～0.001重量%（但し0.05～0.5重量%を除く）を含み、柑橘類抽出物又はフラバノン若しくはその配糖体が、エリオジクチオール、ナリンゲニン及びヘスペレチン、並びにこれらの配糖体からなる群から選ばれる少なくとも1種であって90重量%～0.001重量%（但し0.001～1.0重量%を除く）を含む、前記組成物。

【請求項4】

抗がん、抗筋萎縮、抗肥満、抗炎症、コレステロール低下、血栓又は脳梗塞予防、免疫増強、抗アレルギー、動脈硬化予防及び67kDaラミニンレセプター依存的作用誘導からなる群から選ばれる少なくとも1つ用の、請求項3に記載の組成物。

【請求項5】

前記緑茶抽出物又はカテキンは、ヒトの等価用量として0.4mg/kg～32.4mg/kgで摂取され、かつ、前記柑橘類抽出物又はフラバノン若しくはその配糖体は、ヒトの等価用量として0.4mg/kg～7.29mg/kgで摂取される、請求項3又は4に記載の組成物。

【請求項6】

請求項1～5のいずれか1項に記載の組成物を含む、機能性食品。

【請求項7】

緑茶抽出物又はカテキンと、柑橘類抽出物又はフラバノン若しくはその配糖体とを含む、抗がん剤、抗筋萎縮剤、抗肥満剤、抗炎症剤、コレステロール低下剤、血栓又は脳梗塞予防剤、免疫増強剤、抗アレルギー剤、動脈硬化予防剤及び67kDaラミニンレセプター依存的作用誘導剤からなる群から選ばれるいづれかの剤であって、

緑茶抽出物又はカテキンが、エピカテキン、エピガロカテキン、エピカテキンガレート、ガロカテキンガレート、エピガロカテキンガレート及びメチル化カテキンからなる群から選ばれる少なくとも1種であって90重量%～0.001重量%（但し0.05～0.5重量%を除く）を含み、柑橘類抽出物又はフラバノン若しくはその配糖体が、エリオジクチオール、ナリンゲニン及びヘスペレチン、並びにこれらの配糖体からなる群から選ばれる少なくとも1種であって90重量%～0.001重量%（但し0.001～1.0重量%を除く）を含む、前記剤。

【請求項8】

前記緑茶抽出物又はカテキンは、ヒトの等価用量として0.4mg/kg～32.4mg/kgで摂取され、かつ、前記柑橘類抽出物又はフラバノン若しくはその配糖体は、ヒトの等価用量として0.4mg/kg～7.29mg/kgで摂取される、請求項7に記載の剤。